

スポーツ・国体推進部

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 スポーツ・国体推進部
- 3 事前調査期間 平成31年4月24日から平成31年4月25日まで
- 4 監査期間 令和元年7月18日から令和元年7月19日まで
- 5 監査対象年度 平成30年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

スポーツ・国体推進部3課の主な業務内容及び職員数（平成31年4月1日現在）は、次のとおりである。

【スポーツ課】

運動施設及び四日市ドームの運営管理・整備・整備計画・利用促進、ドーム施設の利用促進・事業の企画立案、スポーツの振興・奨励、スポーツ関係事業の計画・実施、スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員、スポーツ団体・レクリエーション団体の指導育成、学校体育施設の開放に関する業務等を所掌する。

（職員11名、再任用職員2名）

【国体推進課】

三重とこわか国体・三重とこわか大会の総括、東京オリンピック事前キャンプ、ホストタウン事業、中央緑地・霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における設計・施行、中央緑地・霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における主管工事の監督・竣工検査、三重とこわか国体・三重とこわか大会の市民活動・広報に関する業務等を所掌する。

（職員18名、再任用職員1名、嘱託職員1名）

【国体競技課】

三重とこわか国体等の宿泊・衛生・輸送・交通、三重とこわか国体に係る競技に関する業務等を所掌する。

（職員17名、再任用職員1名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況及び1者単独随意契約（委託料）の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

<各課共通事項>

特になし

<各課個別事項>

【スポーツ課】

(1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 需用費の支出において、多数の支払遅延。
- イ 支出命令書において、検査検収日及び負担行為日の記載誤り。
- ウ 見積書において、日付の不適切な記載（平成30年9月吉日と記載）。
- エ 請求書及び納品書において、日付の鉛筆による記載。

(2) 備品管理について

備品実査記録において、照合結果及び所属長の抽出確認日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(3) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

- ア 起案文書において、決裁日等必要事項の記載漏れ。
- イ 自動車運行日誌において、訂正印の押印漏れ及び運行目的の記載漏れ。

(4) 原課契約工事について

原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、検査時における項目のチェック漏れ及び起案者以外の者が行うべき発注時のチェック確認を起案者が行っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【国体推進課】

(1) 支出事務について

支出命令書において、支出負担行為日の記載が誤っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 文書管理について

起案文書において、決裁日の記載が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【国体競技課】

特になし

2 意見

<各課共通事項>

(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。 【改善事項】

上記対象課：【全所属】

イ 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善は認められたが、依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急これを解消すること。 【改善事項】

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課：【スポーツ課】

(2) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 【改善事項】

上記対象課：【全所属】

<各課個別事項>

【スポーツ課】

(1) 橋北交流会館運動場の利用の周知について

所管する橋北交流会館の体育館及びグラウンドにおいて、利用方法、使用日時をホームページ、広報よっかいちに掲載しているが、平日の夕方と休日は地域優先であることが明記されていない。このことについて広く市民に周知すること。 【改善事項】

(2) 学校施設開放運営委託について

ア 委託料は利用団体数に応じて決めているが、学校により子どもの人数の違いがあるため、クラブ活動数も違い、また地域の活動の差もあるため、実情を把握した上でより良い委託の仕方について検討すること。 【要望事項】

イ 教育委員会所管の事務である学校体育施設の開放に関しては補助執行に係る事務としてスポーツ課が事務を行っており、また社会教育課から執行委任を受けて会議等で使用する教室の開放も合わせて学校開放事業を行っており、統一性がなく市民に分かりにくい。スポーツ課の事務とすべきかどうかも含めて、開かれた学校づくりとしての学校開放のあるべき姿に

- ついて検討すること。 **【要望事項】**
- ウ 学校施設開放利用料として体育館の使用は有料であり、グラウンドの使用は無料となっている。体育館は光熱費相当分の受益者負担を求めるため有料とのことであるが、利用料金の適正化、公平性について検討すること。 **【要望事項】**
- (3) 中央第2体育館の自動販売機設置について
中央第2体育館の2階の休憩スペースに自動販売機は2台設置しているとのことであるが、利用者に分かりにくい。市民が利用する機会の多い1階に設置できないか検討すること。 **【要望事項】**
- (4) 運動広場及び運動施設の整備について
地区運動広場や桜運動施設テニスコート等の運動施設は老朽化により早急に修繕や改良が必要なものがみられるが、対応が遅れている状況である。利用者の声を聞きながら柔軟に修繕等の対応をすること。 **【改善事項】**
- (5) スポーツイベント実施事業について
総合型地域スポーツクラブのイベント実施内容はそれぞれ異なるが、スポーツイベントの開催業務委託の大半が上限の契約金額である。中には1回の講演会で使い切っている事例もある。上限額いっぱい契約する必要性はなく、地域のスポーツクラブを活性化させていく視点から、事業を精査して契約すること。 **【要望事項】**
- (6) 職員の適正な配置について
ア 新たな施設整備や行事により、時間外勤務が多く生じているとのことであるが、業務の効率化にも限界があるため、職員の健康を損ねることのないよう、人事課に業務量に応じた増員の要求をすること。その際には業務内容と事務処理時間をデータにし、目に見えるようにすることで人員不足を説明できるようにすること。 **【改善事項】**
イ 前回の監査でも改善を促しているが、工事の設計には専門的な知識が必要であるので、原課契約工事事務取扱要領に則って事務を行っているものの、工事現場や施工した施設で事故が起これば発注元の四日市市の責任となるため、専門的な知識を有する技師を配置することについて、引き続き要求していくこと。 **【改善事項】**
- (7) 事務引継ぎについて
ア 前回の監査において指摘されている内部事務処理に関する事項の対応状況について、マニュアルでチェックする等となっているが、職員の異動により同じようなことが繰り返されているので、基本的な部分をしっかり引き継いで、市民から信頼される事務処理を行うこと。 **【改善事項】**
イ 中央フットボール場整備工事の特記仕様書の中のフットボール場（ロングパイル人工芝）工事における保証期間等の免責事項に「人工芝に著しい損傷を与える可能性のある金属製スパイクシューズを使用した場合」と記載されている。この件については工事監査の際に注意喚起をしているが引継ぎがされていない。事前の使用申込み等の際に人工芝に著しい損傷を与える可能性のある金属製スパイクシューズを使用しないよう、窓口に掲示する等利用者への十分な周知を行うこと。 **【改善事項】**
- ウ 消費税率の改定に伴う四日市市運動施設と四日市ドームの利用料金に係る条例改正の不備により利用料金の誤徴収があったということであるが、消費税相当額の取扱いについての基本的な事項の確認が適切に行われていないことも一因と考えられる。事務処理における初歩

的なミスが発生しないよう真剣に取り組むこと。

【改善事項】

(8) 予算流用について

予算執行において多くの流用が見受けられた。予算流用は予算執行上、やむを得ない場合に限り認められるものである。今後は予算積算の精度を上げ、流用は最小限に止め、安易な流用は厳に慎むこと。

【改善事項】

(9) スポーツの在り方について

ア スポーツ推進における予算は多額であり、財源として多くの税金が投入されている。市民全体としてそれだけのニーズがあるのか、多くの市民、幅広い年代を視野に入れた上で、事業の在り方について再考すること。

【要望事項】

イ 高齢者に特化した事業を行っておらず、各地域に十分に運動ができるような整備もされていない。高齢者にニーズのあるスポーツを調査、発掘し、各地域に運動ができる環境を整えること。

【改善事項】

(10) プロ野球ウエスタンリーグの誘致について

ア プロスポーツを四日市でということプロ野球を誘致し、補助金を支出しているが、興行的なもの開催に係る赤字を補てんすることの合理性や市民の公共に資するところがあるのか、十分に検討すること。

【要望事項】

イ 市民にプロの技術やプレーを見てもらうためにプロスポーツを誘致しているが、市の施設がプロのゲームを行う基準を満たしていないため、誘致するのであれば、基準を満たすような施設整備についても検討すること。

【要望事項】

(11) 主要事業の評価について

任務目的が市民を対象としているにもかかわらず、成果・活動指標としているスポーツイベントの参加者数及びスポーツ施設利用者数には市外の者の数も含まれていた。適切な指標を設定し、評価内容の見直しをすること。

【改善事項】

【国体推進課】

(1) 契約内容等の検討について

ア 国体関連施設の本体工事を行う中で必要となってきた付随工事を本体工事とは別に追加して原課契約工事等で発注しているが、当初の設計からそのような工事を見込んで発注できるような方法を研究すること。

【改善事項】

イ 工事が集中していることもあり工事監理業務を外部委託している。安易に外部委託せず、工事の規模や監理業務の内容を十分に踏まえ、外部委託の可否を精査すること。

【改善事項】

ウ 原課契約工事において、異種の工事にもかかわらず、設計金額が同一であり、その金額は原課契約工事の対象となる工事金額（建築営繕工事は100万円未満、土木工事は50万円未満）の上限に近いものが複数見受けられた。工事金額が限度額と近い場合には、契約手続の適正性に疑念を持たれることのないよう、細心の注意をもって設計を行うこと。

【改善事項】

(2) 随意契約について

随意契約においても複数者の見積り合わせが原則であり、1者単独随意契約は競争性を排除した例外的な契約方法であることを十分に認識すること。

【改善事項】

(3) 施設の整備について

ア 令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて中央フットボール場や四日市市総合体育館などの施設整備を行っているが、その整備に当たっては市民にとって使いやすい施設でなければならないということに留意すること。 【改善事項】

イ 施設ごとのインシヤルコストを把握した上でランニングコストを算定し、施設の維持管理に役立てるなど、供用後の効率的な維持管理に資するような施設整備を実施すること。

【改善事項】

(4) 技術職員の業務について

当課において国体開催に向けて多くの施設整備を行っているが、技術職員が2人しか配属されておらず、当該職員の負担は大きいものと思われる。所属長は、職員の心身両面からのケアをきめ細やかに行うこと。 【改善事項】

(5) 予算の効果的な執行について

国体実行委員会総会、常任委員会、専門委員会の会場費など国体開催に向けての付随的な経費については過大とならないよう適正化して、競技に出場する選手に対する経費など国体開催の直接的な経費に予算を措置すること。 【改善事項】

【国体競技課】

<各課共通事項>にある事項の他は、特になし